

新潟市道路占用工事調整連絡協議会運営要綱

(名称及び事務局)

第1条 本会の名称は、新潟市道路占用工事調整連絡協議会(以下「協議会」という。)と称し、事務局を新潟市土木部土木総務課内におく。

(目的)

第2条 この要綱は、新潟市が管理する道路に関する工事及び道路占用工事(以下「道路占用工事等」という。)相互間の工事計画、実施時期及び方法等について合理的調整を図ることにより道路構造の保全と事故の防止並びに市民生活の安全と円滑な交通を確保することを目的とする。

(構成員)

第3条 この協議会は別表に掲げる者を構成員とする。

(会長及び会議)

第4条 この協議会を円滑に運営するため会長を新潟市土木部土木総務課長とする。

2 会議は、会長が招集し会議の議長となり会務を総理する。なお、区役所で開催する会議については、区役所建設課長が会長代理として、招集し会議の議長となり会務を総理することができる。

3 会議は、当初の会議を除き、区役所単位で開催することができる。

4 会議は原則として8月、11月、1月、3月を除き、毎月1回、第1木曜日に開催する。

5 区役所で開催する会議は、前項の規定に係わらず、区役所の実態に即し、適宜、会議を開催し調整を行うことができるものとする。

6 当初(第1回)会議は構成員全員の参加を原則とし、月例(第2回以降)会議は調整が必要な構成員の参加で開催するものとする。

(道路占用工事等の計画)

第5条 関係者は毎年度の当初(第1回)会議に当該年度に行う道路占用工事等の計画を発表するものとする。

2 前項の計画を変更したり、追加計画があった場合は直ちに月例会議に発表するものとする。

3 第1項及び前項のほか月例会議には詳細設計施工内容を説明発表するものとする。

(費用)

第6条 協議会に要する費用は別に定める。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和50年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。